

藤沢市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部改正について

藤沢市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）6月8日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成17年藤沢市条例第35号）の一部を次のように改正する。

題名中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第1条中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第2条第3号中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に、「以下「受水槽」を「第14条第2項において単に「水槽」に改め、同条第6号中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第9条第1項中「1年以内ごとに1回、規則で定めるところにより、定期の」を「規則で定めるところにより、毎年1回以上定期的に」に改める。

第10条第2号中「さく」を「柵」に、「又はかぎ」を「鍵」に改める。

第12条及び第13条中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第14条第1項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改め、同項第1号中「受水槽」を「水槽」に、「1年以内ごとに1回、」を「毎年1回以上」に改め、同項第2号中「受水槽」を「水槽」に改め、同項第3号中「におい」を「臭い」に改め、同条第2項本文中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に、「1年以内ごとに1回、規則で定めるところにより」を「規則で定めるところによ

り、毎年1回以上定期的に」に改め、同項ただし書中「当該小規模受水槽水道の受水槽」を「当該小規模貯水槽水道の水槽」に改め、同条第3項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第15条第1項中「期間」を「期限」に改め、同条第2項及び第3項中「市長の行う」を「期限を定めて、」に改め、同条第4項中「期間」を「期限」に改め、同条第5項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に、「期間」を「期限」に改める。

第17条第2項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、水道法施行規則の一部が改正され、これを参考にして  
いる本市の小規模受水槽水道に係る基準を改める必要があることから、所要の改正  
をする必要による。